主 文

本件申立を却下する。

理 由

所論の規定は、本件申立のような場合に適用される規定ではなく、その他本件申立を許す趣旨の規定は存しないから、本件申立は不適法として却下すべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三四年三月二七日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官